

## 今帰仁村総合運動公園施設利用

### 新型コロナウイルス感染拡大防止確認同意書（団体利用）

#### 社会体育施設の遵守すべき事項

- (1) 以下の事項に各当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の風邪症状がある場合）
  - 同居家族や身内や知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) マスクを持参し、スポーツ時以外ではマスクを着用すること。
- (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (4) 他の利用者、施設管理人等との距離を確保すること。  
（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしない。
- (6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 代表者は、当日の参加者の情報を取りまとめ1ヵ月は保管し、利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること。
- (8) 施設利用前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること。
- (9) 休憩スペースでは、距離をとって座ること。
- (10) 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは行わないこと。
- (11) タオルの共有はしないこと。
- (12) 飲料の共有はしないこと。
- (13) 使用するスポーツ器具・用品については、こまめに消毒等を行うこと。

令和      年      月      日

団体名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_